

第 68 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録（案）【部会②】

1 開催概要

- 日 時：令和 8 年 6 月 3 日（水）10：00 ～ 11：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール 3C
- 出席者：表の通り ※台風の影響によりオンライン主体の開催に変更

表 出席者一覧

委員長	オ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	オ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） オ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） オ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&Dセンター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	オ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区 街づくり支援部 オ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 オ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 オ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 オ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 オ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 オ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部 オ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 オ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター オ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 オ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門 オ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 オ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 オ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

（欠：欠席者、オ：オンライン出席者）

■ 当日配付資料

1) 前回議事録確認

- ・ 次第
- ・ 第 67 回委員会 (5/13) 全体会開催記録 (案)
- ・ 第 67 回委員会 (5/13) 部会③開催記録 (案)

2) 部会②

- ・ 次第
- ・ 資料 1・2：北棟ビル建設予定地（北側）における仮覆工の工事計画について
- ・ 資料 3：北棟及び京急連立（2 工区）における民地護岸（明治期）について

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 68 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局京急)

(2) 議事録確認

1) 第 67 回委員会 (5/13) 全体会の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 67 回委員会 (5/13) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 部会②

(1) 開会

- 第 68 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会②を開会する。(委員長)

(2) 北棟ビル建設予定地(北側)における仮覆工の工事計画について

- 資料 1 について説明する。(JR)

<説明概要>

- ・ 北棟ビル建設予定地北側の仮覆工の工事計画である。
- ・ 約 1,200 m²の仮覆工範囲の受桁敷設に伴い、T.P.+4.9m から T.P.+3.4m までを掘削、覆工杭は 51 本、約 T.P.-12.2m まで打設する計画である。
- ・ 従前は京急第 10 ビルと JR 東日本現業ビルとして利用されていた。
- ・ JR 東日本現業ビル跡地は地下階がない建物であったが、京急第 10 ビル跡地は地下階があり攪乱されていることを過去に本委員会で報告している。
- ・ 当該範囲ではこれまでボーリングでの試掘調査及び構真柱施工箇所の記録保存調査を行っており、本委員会で報告している。
- ・ 旧東海道護岸に近接する箇所は、これまでの調査成果を踏まえて仮覆工杭の位置を配慮した計画とした。

- 資料 2 について説明する。(港区)

<説明概要>

- ・北棟ビル建設予定地北側の過去の調査成果を説明する。
 - ・ボーリング調査より GL-1～-2m 範囲の攪乱を確認しており、構造物等は確認されなかった。
 - ・8 箇所の構真柱の位置において行った調査では、砕石等の表土、ローム主体の埋立土、貝が混じる海浜部堆積層、自然堆積の硬質粘土による基盤層という土層構成を確認したが、石製・木製の構造物とみられるものは発見されず、自然堆積層の落ち込みはみられるが、これは土取り穴と思われる。
 - ・覆工杭打設位置の大半は京急第 10 ビル跡地の範囲内であり、旧東海道護岸付近の検出遺構への配慮もなされる計画であることから、覆工杭の打設に支障はないと考えている。
 - ・上層部の約 1.5m の掘削範囲はほぼ攪乱層であるが、万が一レンガや石製の構造物が確認された場合には、一旦工事を中断し、取り扱いについて協議させてもらいたい。
- 北棟の南側の部分は、第 61 回委員会で仮覆工の工事の承認を行っており、今回は北側の部分となる。(委員長)
 - 京急第 10 ビル跡地は既に遺構がないことを確認しており、杭の打設は問題ないと考えている。(委員長)
 - 残りの部分は築堤と東海道の間の埋立範囲になるが、明治期以降、埋立範囲に建物が建てられているという状況を別の場所で確認している。(委員長)
 - 現状ではボーリング調査、試掘調査ともに石製・木製の構造物が確認されておらず、遺構の状況がわかっている旧東海道護岸の箇所では、これを避けて杭の打設位置を配置してもらっている。これらの結論から、南側と同様に仮覆工の杭打設を可としてよいと考える。(委員長)
- ← 異議なし。(委員一同)
- 杭の打設を可とする。(委員長)

(3) 北棟及び京急連立（2 工区）における民地護岸（明治期）について

- 資料 3 について説明する。(港区)

<説明概要>

- ・北棟及び連立 2 工区で実施した調査の内容を報告する。
- ・明治期に民地側の護岸が築かれた場所と考えており、その護岸の延長線上である。
- ・北棟ビルの山留工事箇所では、工事中に間知石のようなものが発見されたという報告を受け、現物を確認し間知石に間違いはないという所見を得た。現位置を保っているかわからず工事継続を認めたところ石積みや杭と思しきものが確認された。
- ・既設京急線直下であり、鉄道運行に影響を与えないようにするため、採取した石の写真と計測記録を行った。

- ・京急連立 2 工区では既設高架橋の基礎杭撤去の際に支障物の報告があり、確認するための調査を行い、石積みと胴木が敷かれている状況を確認した。
 - ・胴木に近い位置に明治期後半の護岸石積みがあったのではないかと考えられる。
 - ・既設高架橋の周囲では遺構が残っている可能性は低いと判断していたが、これらの結果から、完全に取り払われているわけではないということがわかった。
 - ・今後の周辺の工事においては注意をしながら進めるとともに、明治期の民地部分を調査する時は今回の所見を踏まえて適切に調査を行っていきたい
- 重要な点は、既設高架橋の位置に遺構は残っていないだろうという見通しに対し、明治期の護岸の一部が、綺麗な形ではないものの残っていることが明らかになったことである。今後の周辺の工事・調査についての判断の根拠になる。(委員長)

(4) その他

(5) 閉会

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← (文化庁) 特に意見はない。
 - ← (都教育) 次回以降、京急連立の調整が始まるので引き続きお願いします。
 - ← (港区) 特に意見はない。引き続き調査への協力をお願いします。
- 次回委員会は 7 月 15 日(水) 10 時 00 分より、会場は JR 東日本現地会議室での開催を予定する。本日はこれで閉会とする。(事務局 JR)

3 議事録

3.1 開会・議事録確認

(1) 開会

- (事務局京急) 第 68 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。本日は部会①・部会②の開催となり、全体会・部会③は非開催となる。
- ・ 台風 6 号の影響によりオンライン主体の開催とする旨の説明
 - ・ 資料確認
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局京急) 前回の議事録を確認する。
- ・ 第 67 回委員会 (5/13) 全体会
 - ・ 第 67 回委員会 (5/13) 部会③
- (委員一同) 修正指摘なし。

3.2 部会②

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 北棟ビル建設予定地（北側）における仮覆工の工事計画について

- (JR) 資料 1、北棟ビル建設予定地北側における仮覆工の工事計画を説明する。約 1,200 m²の仮覆工範囲の受桁敷設に伴い、T.P.+4.9m から T.P.+3.4m までを掘削し、覆工杭を 51 本 T.P.-12.2m まで打設する計画である。工事範囲の従前の土地利用については、京急第 10 ビルと JR 東日本現業ビルとして利用されており、JR 東日本現業ビル跡地は、地下階がない建物であったが、京急第 10 ビル跡地は地下階があり既に攪乱されていることを過去の本委員会で報告している。これらの範囲において、これまでボーリングによる試掘調査や構真柱施工箇所の記録保存調査を既に実施しており、本委員会にて報告を行っている。このうち旧東海道護岸に近接する箇所については、過去の試掘調査で遺構の状況を把握しており、仮覆工杭の位置を配慮する計画とした。
- (委員長) 続いて北側工事範囲における過去の調査成果について港区から説明してもらう。

- (港区) 資料 2 について説明する。当該範囲はボーリング調査により GL-1 ~-2m までは攪乱を受けていることを確認している。構造物と見られる木片・石片等は確認されなかった。今回の計画範囲のうち 8 箇所の構真柱施工範囲で調査を行っている。土層断面は概ね碎石等の表土、ローム主体の埋立土、貝が混じる海浜部堆積層、基盤層であるの硬質粘土層という構成である。試掘調査でも石製、木製等の構造物とみられるものは発見されなかった。横真柱 X2A-Y3 や X5-Y3 自然堆積層の落ち込みがみられるが、4 街区等でも確認された土取り穴と思われる。覆工杭の大半は京急第 10 ビル跡地の範囲内であり、旧東海道護岸付近で検出された遺構への配慮もなされるという計画であることから、覆工杭の打設について支障はないと考えている。表層部約 1.5m の掘削についても、ボーリング調査結果よりほぼ攪乱されている層にあたると考えているが、万が一レンガや石製の構造物が確認された場合には一旦工事を中断して頂き、取り扱いについて協議させてもらいたいと考えている。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (委員長) 資料 1-1 にあるように北棟の南側の部分は第 61 回委員会で仮覆工の工事の承認を行っている。今回は北側の部分の計画である。京急第 10 ビル跡地は既に遺構がないことを確認しており、杭の打設は問題ないと考えている。残りの部分は港区から資料 2 でご説明いただいた通り、築堤と東海道の間の埋立範囲である。明治以降において埋立範囲に建物が建てられているという状況を別の場所で確認している。構真柱を打設する前に行った調査において、地表面から 2m 程度の深さの範囲は攪乱されていることが既にわかっている。攪乱されていない箇所もあるが、そこは想定通り埋立土があり、その下に海浜部堆積物、一番下に硬質粘土層といった構成になっている。現状では石製・木製の構造物が確認されていない。旧東海道護岸の箇所においては遺構の状況が分かっており、杭の打設位置はこれを避けて配置して頂いている。これらの状況から、南側と同様に仮覆工の杭打設を可としてよいのではないかと考えている。
- (委員一同) 異議なし。
- (委員長) 打設を可とする。
- (委員長) 他になければ、次に進める。

(3) 北棟及び京急連立 (2 工区) における民地護岸 (明治期) について

- (港区) 資料 3 について説明する。北棟での山留工事中に発見された間知石と連立 2 工区で実施した試掘調査についての報告である。重ね図等からこの場所は明治期に民地側の護岸が築かれた場所と考えており、それぞれの地点は護岸の延長線上である。はじめに北棟ビルの山留工事箇

所については、山留工事中に間知石のようなものが発見されたという報告を、JR 東日本から受けたことから現物を確認し、間知石に間違いはないという所見を得た。原位置を保っているかわからなかったので、工事継続を認めたところ、石積みや杭と思しきものが確認された。本来であれば記録保存調査を事前に実施すべきところだが、既設の京急営業線の真下であり、鉄道運行に影響を与えないようにするため、採取した石の写真と計測を行った。

京急連立 2 工区については、既設高架橋の基礎杭の撤去の際に、民地護岸の想定位置に近い箇所では支障物があったという報告を京急から受け、支障物を確認するための調査を行ったものである。現位置をとどめていないとみられる石は取り上げながら掘削を進めたところ、石積みと胴木が敷かれている状況を確認した。おそらく胴木に近い位置に明治期後半の護岸の石積みがあったのではないかと考えられる。既設高架橋の周囲では遺構が残っている可能性は低いと判断していたが、これらの結果から、完全に取り払われているわけではないということがわかった。今後の周辺の工事においては注意しながら進めると共に、明治期の民地部分を調査する時は今回の所見を踏まえて適切に調査を行っていきたいと考えている。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(委員長)

報告ということだが、重要な点は、既設高架橋の位置に遺構は残っていないだろうという見通しに対して、明治期の護岸が綺麗な形ではないものの残っているということが明らかになったことである。今後の周辺の工事・調査についての判断の根拠になる。一方で、間知石や杭・胴木が発見されているので、しっかりと記録に取るということになる。

(委員長)

他になければ、次に進める。

(4) その他

(委員長)

その他は何かあるか。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

(5) 閉会

(委員長)

特になければ部会②を閉会する。

(委員長)

最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁)

特に意見はない。

(都教育)

特に意見はない。次回以降、京急連立の調整が始まると思うので引き続きお願いする。

(港区)

特に意見はない。引き続き調査への協力をお願いする。

(事務局京急)

次回の定例委員会は、7 月 15 日（水）10 時 00 分より、会場は JR

東日本現地会議室を予定する。お忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以 上